

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進  
に関する基本方針

宮 城 県

## 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく方針であり、法第 3 条第 1 項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（令和 3 年 4 月 6 日付け農林水産省告示第 508 号）に即するとともに、森林法第 5 条第 1 項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（宮城北部森林計画区、宮城南部森林計画区）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

### 1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の京都議定書（以下単に「京都議定書」という。）等に基づき、平成 20 年から平成 24 年までの第一約束期間及び平成 25 年から令和 2 年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和 2 年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 年 5 月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和 12 年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25 年度総排出量比で 26.0 パーセント、このうち、平成 25 年度総排出量比 2.0 パーセント相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。このため、国は、令和 12 年度における 2.0 パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間に、全国で年平均 45 万 ha の間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県の森林面積は、415 千 ha で県土面積の 57%を占めており、国有林が 131 千 ha、民有林が 284 千 ha となっている。民有林における人工林面積は 151 千 ha で人工林率は 53%となっている。このうち 4～10 齢級の間伐対象森林が 68 千 ha と 39%を占めており、育成途上にある森林が相当程度存在している。

このため、本県においても、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 か年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は、56,000ha（年平均 5,600ha）とする。また、主伐後の再生林の推進により、森林吸収量の確保を図るため、造林の目標面積は、「みやぎ森と緑の県民条例基本計画（H30～R9）」に基づき、4,000ha（年間 400ha）とする。

なお、再生林を推進する課題として、主伐によって得られる収益に比べて再生林に要する経費が高すぎる事が挙げられる。そのため、県では、一貫作業による低密度植栽

に対して従来より手厚く支援するとともに、下刈り回数を原則3回までとするほか、間伐対象林齢の引き下げなどにより、林業の省力化・低コスト化が現場レベルでさらに進むよう、森林整備関係事業の補助体系の見直しを行っている。今後は、見直しの主旨に沿った低コストな優良事例の普及を図り、再生林による森林吸収量を確保しながら持続可能な林業の実現を目指していくこととする。

## 2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 間伐が適正に実施されていない森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

## 3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

### ① 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期、実施方法等は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認した上で記載すること。

### ② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。また、地域の実情に応じて、多様な主体を幅広く参画させるよう努めること。

### ③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標の達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。

### ④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等の林業事業者による提案制度を積極的に活用して計画を作成すること。

## 4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

### (1) 特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

県は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよ

う、国と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。また、県及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業体等に対し、必要な情報の提供、助言、あつせんその他の援助を行うものとする。

## (2) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

### ① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

### ② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

### ③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

### ④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐等の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗を活用した伐採から植栽までの一貫作業システムの導入、植栽本数の低減、下刈り等の省力化等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

### ⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

### ⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

## 5 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県の人工林は、伐採適期を迎えた高齢級のものが年々増加しつつあり、人工林面積に占める 50 年生以上を超えるものの割合は、平成 28 年時点では 49 パーセントであったが、令和 8 年には 77 パーセント程度になることが見込まれる。このような人工林の高齢

級化に伴い森林吸収量が減少傾向で推移している中で将来にわたり本県の森林吸収量の保全及び強化を図るためには、再生林による伐採跡地の適切な更新が不可欠である。特定母樹の増殖は、特定苗木による再生林の基盤であり、長期的な森林吸収量の確保を図る上で重要な意義を有するものである。

こうした中、本県においては、第一世代精英樹によるスギ採種園の造成を昭和 39 年から開始し、ヒノキについても昭和 42 年に採種園を造成し、順次普及を図ってきた。特にスギの花粉症対策を推進し、精英樹の家系選抜により、平成 13 年に雄花の少ないスギ精英樹として 21 品種を選抜し、その中から平成 15 年に 1 品種、平成 20 年に 2 品種、平成 28 年に 2 品種が少花粉スギ品種として認定され、それぞれ採種園を造成して転換を図っており、スギ苗木生産を花粉対策品種へと転換する対策を進めているところである。また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）等において、スギ、ヒノキ及びカラマツ等主要な人工造林樹種について、種穂の採取の用に供する母樹として、第一世代精英樹の中から成長に係る特性の特に優れたものの選抜が行われてきたほか、第一世代精英樹同士の交配により得られた樹木の中から、成長に係る特性の特に優れた第二世代精英樹の選抜が進められてきたところである。

今後、伐採後の再生林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、樹木の有する様々な特性を考慮しつつ、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定した特定母樹のうち、本県の気候等の条件に適したものの増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園及び採穂園（以下「採種園等」という。）の造成並びに既存の採種園等における母樹の特定母樹への切替えを進めることが急務である。

本県における将来の人工造林面積は、「みやぎ森と緑の県民条例基本計画(H30～R9)」において令和 9 年度における年間目標面積を 400ha としていることから、当面はこの数値に向け増加基調で推移していくことが見込まれる（令和 2 年度実績：242ha）。本県においては、隣接する県も含めた広域における将来の人工造林に必要な種苗について、広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗、地域の事情に応じた種苗を除き、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、令和 3 年度から、スギの特定母樹により構成されたミニチュア採種園の整備に取り組み、令和 6 年度からの種子供給を目指す。また、令和 4 年度からは、カラマツの特定母樹により構成された採種園を造成することを目標とする。

注）必要な特定母樹の本数は、造林用苗木 1 万本当たりスギミニチュア採種園で採種する場合は 8 本、カラマツ採種園の場合 9 本を目安とする。現段階における採種園の造成計画は以下のとおり。

---

#### 特定母樹採種園造成計画

R 3～	2 3 8 × 3 ブロック (スギ)
R 3～	7 0 × 2 ブロック (スギ)
R 4～	1, 2 4 8 本 (カラマツ)
R 8～	2 3 8 × 3 ブロック (スギ)
合計	スギ 1, 568 本、カラマツ 1, 248 本

## 6 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

### (1) 種穂の生産に関する事項

本県においては、これまでは、林業技術総合センターが整備する採種園等に植栽された母樹から苗木生産用の種穂を採取し、県内の苗木生産事業者に配布してきたところである。特定母樹の増殖については、林業技術総合センターが整備する採種園等に加え、民間による取組を促進することとし、林業技術総合センターにおいて増殖された特定母樹から採取する種穂は、県内のみならず隣接する県などの広域的な種苗の流通の状況を勘案して、苗木生産事業者に広く配布することとする。この場合、認定特定増殖事業者が増殖する母樹から採取する種穂の配布先が確保されるよう留意するものとする。

なお、認定特定増殖事業者の取組状況によっては、必要な特定母樹の本数を確保するため、林業技術総合センターで増殖する特定母樹の本数を見直すものとする。また、林業技術総合センターは、林木育種センター東北育種場と連携しつつ、更なる優良種苗の確保に向け、育種の推進に努める。

加えて特に、スギ花粉発生源対策に対応する花粉の生産量の少ない特性を有する種苗とともに、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹の苗木等の種穂の生産についても推進する。

### (2) 苗木の生産に関する事項

本県には、令和元年度末時点で17者の苗木生産事業者が存在し、スギ、ヒノキ等の林業用苗木を約1,144千本生産・出荷し、県内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の造林を適切に行っていくためには、これらの苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、本県において、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、令和14年度までにスギ約460千本の特定苗木を供給することを目標とし、県、市町村、認定特定増殖事業者、苗木生産事業者、宮城県農林種苗農業協同組合、森林組合等の種苗関係者間において、隣接する県などを含む広域的な種苗の需給見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有、生産に必要な苗畑、温室等の整備を進めていくこととする。また、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体に対する特定苗木の利用の促進に努める。

また、花粉発生源対策を推進する観点から、本県においては、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗の種穂から生産される苗木の生産については、令和14年度までに800千本の苗木供給を目標とする。加えて、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹等多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈りの省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗の生産を令和8年度末までに概ね799千本まで拡大させる。

なお、人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定されることから、こうしたニーズに適切に対応できる

種苗の生産に努めるものとする。

## 7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

### (1) 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本県の気候条件等に適した種類を、樹種ごとの採種園造成の場合、9種類以上選定するものとする。また、本県の気候条件に適した特定母樹の種類は、別途、公表するものとする。

なお、特定母樹は、それを所有する者から配布を受け認定特定増殖事業者や林業技術総合センターで増殖するが、その時期には適期があることから、必要な配布本数や配布時期について、認定特定増殖事業者等は特定母樹所有者と事前によく調整を行うものとする。

### (2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、繁殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類ごとの繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

#### ① 挿し木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等から無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを植栽し、数年間育成した後、1月から3月の間に、諸害にかかっていないこと、芯が立っていること等の条件が整っている一年生枝等を採用し、挿し木床に挿し付けて、増殖特定母樹用の挿し木苗として育成するものとする。

#### ② 接ぎ木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等から無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを植栽し、数年間育成した後、1月から3月の間に、諸害にかかっていないこと、芯が立っていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採用し、台木に接いだ苗木を増殖特定母樹用の接ぎ木苗として育成するものとする。

### (3) 母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木によって繁殖した母樹を植栽し、採種園・採穂園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

繁殖した母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から、以下の基準を目安とし、採種園又は採穂園の別、母樹の植栽間隔、母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添付するものとする。

#### ① スギミニチュア採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)

の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽。

- ・ 母樹の植栽間隔は1.2～2.5 m、3ブロックを基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定（植栽木1本当たりの採種量は35グラム/年が目安）。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2 m以上の作業路を設置。

#### ② スギ採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は2.5 m程度を基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定（植栽木1本当たりの採種量は75グラム/年（2回目間伐後）が目安）。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2 m以上の作業路を設置。

#### ③ スギ採穂園

- ・ 母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.0～2.5 m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して母樹を植栽（植栽木1本当たり採穂数は25本/年程度が目安）。
- ・ 採穂園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2 m以上の作業路を設置。

#### ④ カラマツ採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は4.0 m程度を基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定（植栽木当たりの採種量は160グラム/年（2回目間伐後）が目安）。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2 m以上の作業路を設置。

### (4) 増殖特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は、隣接する県などの広域的な種苗の流通状況を勘案しつつ、苗木生産事業者が広く利用できるよう、県、市町村、苗木生産事業者、宮城県農林種苗農業協同組合、森林組合等の関係者と十分情報の共有を図った上で決めることとする。

### (5) 特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、以下の基準を目安とし、特定母樹の繁殖、母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切



に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

① スギミニチュア採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等9種類以上各5本、計45本を林木育種センター等から購入したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から1本当たり10本の穂木を採取（各種類50本）、接ぎ木苗として450本養苗（得苗率5割目標）
4	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数216本（72本×3ブロック）、施肥
5	育成
6	着花促進（ジベレリン処理）、育成
7	採種、種子配布
8	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
9	育成
10	苗木配布

注1：3ブロック分

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理を含む。

② スギ採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等9種類以上各10本、計90本を林木育種センター等から購入、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から1本当たり10本の穂木を採取（各種類100本）、接ぎ木苗として900本養苗（得苗率5割を目標）
4	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数432本）、施肥
～	育成
9	1回目間伐、育成
10	育成
11	2回目間伐、育成
12	育成
13	着花促進（ジベレリン処理）、育成
14	採種、種子配布
15	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
16	育成
17	苗木配布

注1：着花促進（ジベレリン処理）、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

③ スギ採穂園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等9種類各2本、計18本を林木育種センター等から購入したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から1本当たり10本の穂木を採取（各種類20本）、接ぎ木苗として180本養苗（得苗率5割を目標）
4	養苗後の苗を母樹として採穂園に植栽（造成、植栽本数90本）、施肥
～	育成
8	採穂、穂木配布
9	苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合）
10	育成
11	苗木配布

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

④ カラマツ採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等9種類各10本、計90本を林木育種センター等から購入、苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から1本当たり10本の穂木を採取（各種類100本）、接ぎ木苗として900本養苗（得苗率5割目標）
4	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数432本）
～	育成
9	1回目間伐、育成
10	育成
11	2回目間伐、育成
12	育成
13	着花促進、育成
14	採種、種子配布
15	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
16	育成
17	苗木配布

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

8 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

(1) 特定母樹の増殖の実施の促進に向けた援助等

県は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の确实かつ効果的な実施に資するよう、特定母樹を開発し、所有している林木育種センター等と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるとともに、林業・

木材産業改善資金の貸付を行うものとする。また、特定増殖事業の実施を促進するため、苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

貸付相談窓口：宮城県水産林政部林業振興課みやぎ材流通推進班

## (2) 認定特定増殖事業者に対する支援

県は、認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、林木育種センター等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布要請を行うものとする。また、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、県の所有する特定母樹の種穂を提供するとともに、当該特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うものとする。

## 9 その他（様式例）

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別記様式のとおり様式例を示す。